第３回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会　議事録

○　日　時　　令和８年９月３０日（水）　１０：３０～１１：４５

○　場　所　　大分市役所荷揚ＢＡＳＥ（大分市役所別館）

○　出席者

【委　員】
渡邊　博子　委員長　、　荒金　一義　委員　、　佐知　真由美　委員　、
増田　真由美　委員　、　小岩　咲希　委員　、　髙橋　華音　委員　、
正池　功　委員、足立　美乃里　委員、田崎　敢　委員　（計９名）

【事務局】
企画部次長　村田　潤、企画課長　雨川　陽之、
企画課参事　清水　活喜、企画課参事　黒木　眞由美、
企画課参事兼公共施設マネジメント推進室長　立花　博信、
企画課行政改革推進室長　大野　貴稔、企画課広域連携推進室長　椎原　進介、
企画課主任　深見 千尋

【傍聴者】
なし

○　次　第
（１）大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について（第１１条）
（２）第２回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会意見要旨について
（３）提言書（案）について
（４）その他

＜第３回　検討委員会＞

事務局	ただいまより、第３回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会を開催いたします。本日は２名から都合により欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。 それでは、これより議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱第６条第１項において、委員長が委員会の議長となるとなっておりますので、委員長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
委員長	皆様おはようございます。本当にお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。いよいよ大詰めのところに来ておりますので、今日も忌憚のないご意見をいただけましたら幸いでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。それでは着座にて失礼いたします。 議事に移ります。まず、議事の１番目です。大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について、事務局からのご説明をお願いいたします。
事務局	本日も着座のまま説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。前回の第２回検討委員会から、本日の第３回に議論を持ち越しといたしました第１１条総合計画についてご説明させていただきます。資料１「令和８年度大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について」をご覧ください。第１１条は、総合計画の必要性、市民の参画を経て策定すること、その進行管理について定めています。 資料１ページ目、左上の図に示されておりますように、総合計画は、行政運営を行う上での「本市のまちづくり」の最上位計画であり、これから目指すまちの姿、都市像と、その実現のために行う必要がある基本的な政策を定めた「基本構想」と、具体的な政策・施策を体系的に示すとともに、個別の施策項目の内容を明らかにした基本計画によって構成され、令和１６年度を目標年度とする基本構想及び令和１１年度を目標年度とする基本計画を令和６年度に策定いたしました。この総合計画の策定にあたっては、右下の図に示されておりますように、広く市民の意見を聞くため、大分市総合計画基本構想第一次基本計画検討委員会を設置するほか、パブリックコメントを実施いたしました。２ページをお開きください。現行の総合計画について、簡単にご説明いたします。目指すまちの姿、都市像は「誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」でございます。この目指すまちの姿の実現を目指し、資料右上に記載しております人を中心としたまちづくりをはじめとした７つの計画推進の基本姿勢を定め、基本的な政策である左側になりますが、①豊かな個性を育み、共に成長できるまち。②共生する社会を実現し、安心して暮らせるまち。③新たな価値を創造し、未来に挑戦できるまち。と、それに沿った１９政策４１施策を体系図のとおり展開しております。参考資料として、総合計画の概要版を机上にお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。 資料１の３ページをお開きください。第１回検討委員会において、総合計画との関係性をどういうふうに私どもが扱っていけばいいかとの意見がありましたので、この点につきまして、本条例と総合計画の関係性を事務局で整理し

	たものになります。 　条例と総合計画の制度的位置づけの比較といたしましては、本条例は第３２条において、本市の自治の最高規範として位置づけている一方で、総合計画は第１１条において、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として位置づけられており、その違いについては端的に表すと、本条例は本市の自治やまちづくりの基本的ルールを定めたものであり、総合計画はそれに基づき市が行う施策の方向性を定めるものであると言えます。 　条例の基本理念と総合計画の目指すまちの姿、都市像の比較といたしましては、条例第４条において、本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために、市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とすると定めている一方で、総合計画が目指すまちの姿は「誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA」、「すべての人が、身体的・精神的・社会的にも満たされ、幸せを実感できるウェルビーイングな社会の実現を目指す」としており、符合していると言えるかと思います。 　次に、条例の規定と総合計画の基本姿勢・施策等の符合についてです。今回、本条例全条文と総合計画との符合の検証を行いましたが、ここでは主な点を抜粋して説明いたします。なお、全条文の符合検証資料は参考資料１-２として机上に配布しておりますので、後ほどご一読いただければと思います。第１章第１条の市民主体による自治の実現を図るという目的は、総合計画基本姿勢の人を中心としたまちづくりと、第４章第１２条の計画的で健全な財政運営は、総合計画の基本姿勢の持続可能な行政運営の推進と、第５章第２２条の市民参画は、総合計画の基本姿勢の人を中心としたまちづくりと、第６章第２９条の地域コミュニティは、総合計画の基本姿勢、地域の個性を生かした自立したまちづくりや、施策の地域コミュニティの活性化と符合しております。事務局における検証の結果といたしまして、大分市まちづくり自治基本条例と総合計画は符合していると一旦整理をしております。議事１の説明につきましては以上でございます。
委員長	ありがとうございます。総合計画との関わりということで、ご説明がありましたが、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。今日初めて資料に目を通すかと思います。一度ご覧になられて、何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。ほぼ一致をしているというところで、検証をしていただいているところです。
委員	３ページ目について質問します。一番上の方に書いてある目指すまちの姿の中で、このカタカナの「ウェルビーイング」の意味を日本語で教えていただければと思います。 　それともう１点、この３ページの第６章まちづくりの推進、地域のコミュニティということで、ここに素晴らしい日本語で書かれております。そして、地域の特性を生かした、これはもう本当素晴らしいなと思うんです。行政として、また自治会として、やはり地域の代表の方、地域の中において、温度差、財布の具合にもいろいろあるだろうと思います。これについてどのようなお考えか、具体的なことで教えていただければなと思います。

事務局	まず１点目のウェルビーイングについてですけれども、総合計画の中で、定義といいますか、用語解説として記載させていただいているのが、「身体的、精神的、社会的に良い状態にあることを言い、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含むもの、また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念」ということで定義をしています。
委員	勉強になりました。少し分かりづらいので、注意書きを記載してくださるとありがたいです。
事務局	はい。２点目の地域の特性を生かしたまちづくりという点でございますが、第１回の検討委員会のときから〇〇委員には何回かご指摘をいただいた点だと認識をしております。大分市全体的な特性ということも大事ではないでしょうかというご意見も覚えているところではあるんですが、第２回の時にも申し上げたのですが、そこも大事ですけど、大分市全体というと、まちづくりという点から難しくなるので、それぞれの地区などで、特性を生かしたまちづくりを推進するというところで、この第２９条があるというふうに事務局としては考えております。ただ、これも〇〇委員から何回かご指摘をいただいていますけれども、その地域の人であったり、代表される方であったり、地域ごとの温度差であったりというのは、やはりあるだろうというのは認識をしているところでありまして、それをどうやっていくかというのは、大分市として、今後まちづくりを進めていく上での課題かなと思っておりますが、現時点で、代表の方であったり、温度差の部分をどうやっていくという具体的なことは、申し訳ないですが、なかなか難しいです。
委員	回答をありがとうございます。
委員長	一番大事なところというか、何度も議論にあがっているところですので、後ほどご説明の中にも少しずつここの部分はご指摘があるかと思いますので、またよろしくお願いいたします。あとは、この検証の結果を今回もどう提言の中に入れ込んでいただくかということがまた課題になるかと思いますが、そこはまた後ほど議論になるかということでよろしいですかね。他に何かありますでしょうか。では、進めてまいりますので、また何かありましたら、どうぞおっしゃってください。 それでは、議事の２番目でございますが、第２回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の要旨ということで、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	資料２をご覧ください。こちらに沿って説明させていただきます。この資料は、先日開催いたしました第２回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の議事に、大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討についてで、委員の皆様からいただきました意見をまとめたものでございます。１番から５番をご覧ください。第４章について、市の財政状況を市民が知ることの意義や周知方法、

	災害等に含まれる国際的な有事について意見がありました。次に５番から１７番をご覧ください。第５章又は第６章について、市民参画の意義や市民参画に向けた体制整備、地域共生社会、互助などについて意見がありました。最後に１８番ですが、用語の定義として「行政」の表現の統一についての意見がありました。全ての意見を踏まえ、議事３にてご協議いただくこととしている提言書の素案を作成いたしましたので、議事３にて引き続きご意見等をいただければと考えております。説明は以上でございます。
委員長	ありがとうございます。これらを踏まえた上で提言書の案を作成していただいているのですが、とりあえずここの議題で何かご質問やご不明な点がありましたら、どうぞご発言をお願いいたします。大丈夫ですかね。 それでは、議事の３番目です。こちらが今日のメインということになりますので、少しお時間を取らせてください。残りの時間はこちらになるかと思います。議事の３番目です。提言書（案）について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	それでは、令和８年度大分市まちづくり自治基本条例に関する提言（案）をご覧ください。当委員会におけるこれまでのご意見を踏まえ、事務局にて、この素案を作成いたしました。まず、目次でございます。１.はじめに、２.視点と進め方、３.検討・検証の結果として、（１）条例の規定に係る検討について、（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について、４.大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要、（１）開催状況、（２）委員名簿、（３）大分市まちづくり自治基本条例検討委員会設置要綱という構成になっております。本日の説明につきましては、提言書全体を２つに区切って進めてまいります。まず項目の１、２、４についてご説明し、ご意見等をいただいたのち、項目３の検討・検証の結果についてご協議いただきたいと考えております。 それでは１ページをお開きください。まず、はじめにでございますが、こちらでは本検討委員会の設置から議論の経緯について触れております。それでは読み上げます。大分市まちづくり自治基本条例は、自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び市長等の役割、行政運営の方法、市民の参画、その他まちづくりの基本となる事項を定めた条例として、平成２４年４月１日に施行されました。本条例の附則において、市長は５年を超えない期間ごとに市民の意見を聞いた上で、この条例の規定について検討を加え、結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとすると規定されていることから、これまで平成２８年度及び令和３年度に検討が行われ、条例そのものの修正は不要との結論に至ったところです。この度、前回の見直しに係る検討から５年が経過することから、市民の意見を聴くことを目的として、学識経験者や各種団体の代表者、自分とまちを彩る若者会議の会員等を委員とする大分市まちづくり自治基本条例検討委員会が、令和８年８月３日に設置されました。当委員会では、委員の日頃の活動等を踏まえ、逐条解説や本条例に基づく大分市の取組等を検証し、条例修正の必要性や運用面の課題について、合計４回にわたり議論を行い、この結果を提言として取りまとめました。大分市におかれましては、今回の提言の趣旨をご理解いただき、大分市の自治の基本理念

	のある「市民の幸せな暮らしの実現を目指すための市民主体によるまちづくり」をより一層進めるため、各種政策に取り組んでいただきますようお願いいたします。と記載させていただいております。 　次に２ページをご覧ください。２.視点と進め方でございます。こちらは検討に当たっての視点を記載したものでございます。では読み上げさせていただきます。以下の視点１に基づき意見を出し合い、論点を整理しました。視点１については記載のとおりでございます。その後、条文、逐条解説、条例の規定を具現化するための本市の取り組み等を踏まえ、以下の視点２に基づき協議を重ね、最終的に本委員会からの提言を取りまとめました。視点２については記載のとおりでございます。 　少しページが進みまして６ページをご覧ください。大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の概要でございます。４回にわたる本検討委員会の開催状況、７ページには委員名簿、８ページから９ページまでに大分市まちづくり自治基本条例検討委員会の設置要綱を添付しております。 　項目１、２、４についての説明は以上でございます。
委員長	ありがとうございます。まず、今のご説明のところで、はじめにのところと、その他視点のところ、２番の視点の進め方と、そして４番目は、本検討委員会の概要、事実の記載なので、何か誤字脱字等があればご指摘をいただければということではあるのですが、まず１番目の１ページのはじめにのところなんですけれども、いかがでございましょう。内容のことですとか、文言の使い方ですとか、私たちがこういう形で提言させていただきますということの表現の中で、こういう作成で適切かどうかというようなところ含めて、ご意見をいただければと思います。ご質問でももちろんいいかと思います。
委員	先ほどはじめにを読み上げたときに、少し違う言い回しをしているところが何点かありましたが。最初のところで、「５年が経過することから、広く市民の意見を聴くこと」のところで「広く」が抜けたというのと、その下の段落で、「条例の規定」と書いてあるんですけど、条例の修正の必要性といったことを言ったと思います。どちらが正しいですか。
事務局	こちらの提言書に記載の内容が最終版としております。失礼しました。
委員	３段落目に「検討委員会が設置された」と言いつつ、４段落目は「本委員会では提言を取りまとめた」となっています。この委員会は市長が設置したで「設置された」と言って、提言書自体はこの委員会で取りまとめたものなので「取りまとめた」という解釈でいいんですかね。
事務局	はい。委員会自体は市長が設置しているため、委員会からすれば「設置された」という表現がいいかと思いますし、提言を行うのは委員会なので「取りまとめた」という形で使い分けをさせていただきます。
委員	４段落目で「本委員会では、委員の日頃の活動等を踏まえ」の言葉がとても

	気になっています。事務局から市の取組を聞く中で、それを私たちの活動がどういうふうに関わっているかという進め方だったと思うので、これが大前提に来るというのが、果たして言葉としてどうなのかと感じました。不足しているのか、入れ替えた方がいいのか、若干気になりました。
事務局	ありがとうございます。２ページ目に出てくる視点１の（１）の先頭の言葉を引用しましたが、今おっしゃるように、行政の活動を事務局から説明させていただいた上で、委員の皆様方の日頃の活動を踏まえという形で修正を検討したいと思います。
委員長	はい、お願いします。併せてなんですけれども、やはりはじめになので、視点と進め方と検証の結果のエッセンスみたいなところを、初めに少し入れていかないといけないと思います。こういう視点でしました、こういう結果を出そうと思いましたといった流れが必要だと思うんですが、その前に、条例の附則において、５年を超えないごとにするということでこの委員会は設置をされましたと。この条例が平成２４年からできて、かなり時間が経っているので、社会の変化や、人々の価値観の変化ですとか、あるいは社会の情勢の変化とか、そういうふうなものを踏まえながら、今回はいろいろ考えてきましたとどこかに入れていただけると。社会情勢、市民の価値観、ライフスタイルの変化、あるいは地域コミュニティのあり方、市民のまちづくりの関わり方も多様化していく中で、どういうふうに市民主体のまちづくりを進めていこうかっていうことを考えながら、今回、市が設置をして委員の皆さんは呼ばれたということではあるんですけども、ただ少し積極的な部分というか、前向きな部分をぜひ出していただければと思うので、社会の変化ですとか、情勢が変わることでやっぱり考えていかないといけないし、この条例自体は非常によくできているんですけども、取り巻く環境だとか、人々の価値観や地域のコミュニティのあり方とかですね、そういう変化の中で議論しましたということを入れていただけると非常にいいかなと思います。 総合計画との関わりは、はじめにの中に一言でも入れなくていいですか。総合計画はこういうところで誰もが“幸せ”を実感できるまち OITA で、本市が掲げるまちづくりの基本姿勢の方向性を同じくするものですとか、一言入れるのはいかがですか。総合計画は、市長が最初におっしゃったところでもあるので、併せて検討いただければと思います。
事務局	検討いたします。
委員長	ありがとうございます。〇〇委員は、はじめにのところで、何かお気づきの点はありますか。
委員	私の方からは特にありません。
委員長	他によろしいですかね。視点はもう最初にご提示いただいたところだと思いますし、はじめにの中にこういう視点をもってということをきちんと入れてい

	ただけるといいかなと思います。ありがとうございました。 　それでは、３番目ということで、この検討・検証の結果につきまして、ご説明のお願いを申し上げます。３ページ目からです。
事務局	それでは、３ページをご覧ください。「３　検討・検証の結果」でございます。 　まず、「（１）条例の規定に係る検討について」でございます。では読み上げさせていただきます。前述の視点に基づき条例の検討を行った結果、本委員会では、「現在の社会情勢においても、大分市の自治の基本理念等は十分に通用するものであり、現行条文は時代に適合したルールとして機能している」との結論に至りました。と一旦記載させていただいております。 　次に、「（２）市民主体のまちづくりの推進に係る検証について」でございます。では読み上げさせていただきます。条例の趣旨である市民主体のまちづくりの更なる推進に向け、様々な意見がありました。今後は、以下の点に留意し、条文に基づく各種取組を進めていただきますようお願いいたします。 　まず、総合計画についてにつきましては、本日の議事１にて協議いただきました内容を踏まえ、事務局で追記案を作成し、第４回検討委員会にてお示ししたいと思います。 　ここからは、議事２でご説明しました資料２、A３横の「委員意見要旨一覧」も併せてご覧ください。 　委員意見１番から４番を踏まえまして、まず、 〇財政運営について（第４条、第１２条関係） 　現時点においても、財政に関する事項は公表されていますが、市民が市の財政状況を正しく把握することは、行政との役割分担の必要性を理解し、皆でアイデアを出し合って協力しようという協働の意識を醸成するとともに、市民がまちづくりについて主体的に考えることにつながります　。 　情報を積極的に取りにいかない市民でも財政状況を知ることができるように周知方法を工夫するとともに、家計の収支に見立てて市全体のお金の流れを示すなど、市の財政への関心を高め、分かりやすい財政情報の発信に係る取組の推進が必要です。 　次に、委員意見５番を踏まえまして、 〇危機管理体制の整備等について（第２０条関係） 　昨今の国際情勢を鑑みると、国際的な有事への備えについても市民の身体、生命、財産の安全性の確保の点で必要な視点です。 　国防そのものは国が主体になるかと思いますが、国際的な有事の際には「市長等」が市民の安全確保などの対応を行うこともあると想定されますので、逐条解説に「災害等」に国際的な有事も含まれる旨を記載する等、市民がより分かりやすい手法を検討する必要があります。 　次に、委員意見６番から１２番を踏まえまして、 〇市民参画について（第４条、第２２条、第２９条関係） 　「参画」とは、計画又は企画の段階から関わることを意味するため、興味関心を持つ市民の方に限られる傾向があります。市のまちづくりへの参画に加えて、地域（まち）のまちづくりに関わる市民を一人でも増やしていくことが必

	要であり、この市民参画の広がりが、市民主体のまちづくりや協働のまちづくりに繋がっていきます。容易く実現できることではないかもしれませんが、それでも決してあきらめてはいけません。 　まずは、すでに参画している方々に周囲を巻き込んでもらうのは重要な手法です。あわせて、少し見てみたり、体験してみたりという形の初めの一歩となる「参加」の場を作り、そこから「参画」へとステップアップできるようなプロセスを意識した機会づくりをするなど、参画へのハードルを低くする工夫も必要です。 　また、大分市自治会連合会をはじめとした様々な組織同士のつながりや多世代の市民で構成される会議体の創出など、市民間の交流を増やしていく必要があります。特に、現在まちづくりを牽引している方々と若者をはじめとする新しく参画する方々のつながりを深めていくことは重要です。そのためには、新しく参画する方々を温かく受け入れてくれる土壌を作っていくことが望まれます。 　一方で、機会や仕組みを構築しても、情報が届かなければ参加・参画にはつながりません。そのため、どんな人でも歓迎している点を強調する、情報を取りに行かなくても偶然目に触れる機会を増やす、授業や講義などの日常生活の中で周知し、身近な存在から背中を押してもらえる環境を作るなど、より多くの参加・参画につなげることができる効果的な周知の手法を引き続き検討する必要があります。 　次に、委員意見１３番から１５番を踏まえまして、 〇協働について（第４条、第２２条、第２３条、第２９条関係） 　第２３条の逐条解説に「本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではなく、あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものである」という記載がありますが、これでは、まちづくりには、行政が行うべきものが先にあり、その他の部分を市民が補うという誤った捉え方をされる恐れがあります。したがって、あくまでも協働のまちづくりとは、市民が自らの考えに基づいて自発的に行うものだという本来の趣旨が正しく伝わるような説明・解説が必要です。 　また、市長等は、協働の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性を損なわないよう配慮するだけでなく、目的や情報を共有し、お互いの理解と信頼関係のもと、よりよいまちづくりを目指すため、状況に応じて単なる財政的な「助成」にとどまらず、活動に伴走する「助勢」も視野に入れ、市民と共に行動することが望まれます。 　次に、委員意見１６番を踏まえまして、 〇地域共生社会について（第４条、２３条、第３１条関係） 　条例制定当時に比べ、性的マイノリティや定住外国人の方々をはじめ、市民の多様性にスポットライトが当てられる時代になっていますが、この条例自体は、そうした多様性を前提とした条例と言え、現在の社会情勢においても通用するものとなっています。実際に、地域共生社会※の理念は第４条の市民総参加の原則をはじめ、この条例のさまざまな部分に組み込まれています。したがって、市民主体のまちづくりや協働のまちづくりをさらに推進していくという観点からも、この条例における「地域共生社会」の位置づけを改めて整理する

	ことが必要です。 　次に、委員意見１７番を踏まえまして、 〇互助について（第６条、第２９条関係） 　被災地において、「互助」の精神の尊さが随所で語られています。その本質は、お隣同士のようなごく身近な関係性の中での「お互い様」の精神にあります。昨今の経験の中で、日常的に互いの顔や暮らしぶりが見える非常に温かみのある自発的な助け合いの重要性が改めて浮き彫りになっています。これらを教訓として、これからの市民主体のまちづくりに向けて、「互助」というものを今一度考えていくことが望まれます。 　次に、委員意見１８番を踏まえまして、 〇「市長等」について（第２条関係） 　「市民・議会・行政の協働」という理念を掲げている一方で、逐条解説では「行政」、「市長」、「市長等」といった複数の表現が混在しているのは、誰が主体となって協働を進めるのかが市民にとって分かりにくくなっています。特に、市民や議会という不特定多数の集団に対し、市長や市長等は特定の個人を指すため、言葉のバランスとしても分かりにくく感じます。そのため、文言の統一や定義の明確化など、適切な整理に向けて検討する必要があります。 　最後の、条例の周知につきましては、第１回・第２回検討委員会の意見を踏まえ、条例の理念の実現を図っていくためには、その理念を市民と共有することが重要です。 　そのためには、条例の趣旨に沿って定められた総合計画や各種個別計画に基づく施策を着実に進めることが求められるとともに、市民生活において直接的に触れる機会の少ない条例そのものを単に周知するよりも、市民がまちづくりに参加・参画する機会等を捉えるなど、効果的な条例の周知が望まれます。と記載させていただいております。 　以上のとおり、これまで委員の皆様からいただきましたご意見につきまして、提言（案）と言う形で事務局にて取りまとめさせていただきました。 　説明は以上でございます。
委員長	ご説明ありがとうございました。業務多忙の中、このような形で皆様のご意見を取りまとめていただきまして、本当にありがとうございます。まず案ということで、今お示しがあったのですが、委員の皆様いかがでしょうか。
委員	私からは２点気になるところがありまして、１つ目が３ページの「危機管理体制の整備等について」のところで、「市民の身体、生命、財産の安全性の確保」という表現になっていると思うんですけれど、精神的な安全性といった内容を入れた方がいいのではと思いました。 　もう１点気になったところが、次の「市民参画について」のところで、４ページの真ん中あたりに、情報が届くようにするために、具体的に「授業や講義などの日常生活の中で」と書いてあって、学生向きの内容だなと思うので、フルタイムで働いている社会人に対しても、目に触れる機会を増やす方法がないのかなと思いました。

委員長	ありがとうございます。後者の部分は少し具体的すぎますね。ここだけ学生や若者に関わるところだと思いますが、少し抽象化してもいいかもしれません。あるいは具体化するならば、本当にいろんな言葉が必要だということだと思います。 まず１点目のところの、危機管理体制のところですが、精神的な安全というところは特に必要だと思うんですけど、どう言いましょうかね。
委員	「身体、生命、財産の安全性」というのは災害対策基本法の言い回しだったかと思います。
事務局	○○委員のご指摘のように、このような表現をするときに、「身体、生命、財産の安全性」というのが、わりと定型文のようになっているところがあります。委員がおっしゃった精神的な安全性というのも大変重要な視点かと思いますので、こちらもまた預からせていただいて、どういった形で加えられるか検討をさせていただきたいと思います。 ２点目の「授業と講義」のところです。ここだけがかなり具体性が高く、委員の言葉をそのまま入れてしまったところがございますので、こちらも具体例をもっと増やすか、逆に抽象化するかを事務局の方で預からせていただいて、また第４回の時に修正案を提示させていただければと思います。
委員長	ありがとうございます。○○委員、いかがでしょうか。具体案として、今、社会人の人たちに対しては、どういう具体策がありますか。
委員	そうですね。やっぱり社会人の立場で、こういったところに参加するのは、いろんなハードルがあります。例えば会社によっては副業が禁止されていたり、副業禁止ではなかったとしても、参加すること自体会社から何か言われそうだなとか、私もそういった抵抗感があるにはあるので、こういった市民にとっての活動に参加するのが当たり前みたいな風潮があれば、もっとみんなが積極的に自分も参加しているという気持ちになれるんじゃないかなと思います。
委員長	今の点も貴重な意見ではあるので、なかなか表現が難しいかと思いますが、ご検討いただければと思います。ありがとうございます。
委員	前回の検討委員会の言葉の中で、（１）の検討についてで、この条例は見直す必要がないといった言葉を入れていたと思うのですが、今回、ここには書かず、「機能している」という言葉でオブラートに包み、見直しをする必要はないということで、委員会は提言として出しているということですね。この委員会として、具体的には出さなくて良いですか。詳しいことは、逐条解説で出すとか、そのあたりの言葉を入れないといけないんじゃないかと、逆に委員会の立場としては思います。それは検討してみてください。 それから、（１）の中ですけれども、「現在の社会情勢においても」は、その時点の社会情勢と比較をしていますか。当時からすると、やっぱり人口も減っています。いろいろ社会情勢変わっているけれども、まだ適合しているという

	ことであるならば、人口は減っていますよとか、高齢化が進んでいますよとか、少子高齢化がよく使われる言葉ですけど、変化している情勢も見せながら、まだ適合していますよという言葉を入れた方が分かりやすいと思います。 　あと２点あります。財政運営についてのところで、ここも「現時点においても」とりますが、果たしてここに「現時点においても」がいるのかどうかということで、それよりも財政に関する事項についてはこういうことで公表していますが、という点を入れた方が、具体的で分かりやすいと思います。それがあるから、市民は市の財政状況を把握することができるということで、導くことができるのかなというふうに感じました。 　もう１点、市民参画の３ページから４ページのところで、４ページに書いている文章ですが、「容易く実現できることではないかもしれませんが、それでも決してあきらめてはいけません」という言葉の使い方について、委員会としてこの表現は果たして適しているのでしょうか。委員会としては、この一文がなくても、「まちづくりに繋がっていきます」の次に「まずは、すでに参画している方々に周囲を巻き込んでもらう」と続けるだけで十分つながるのではないかなと思います。なぜここでこういう劇的な言葉を言ってしまっているのかなというのが、ひっかかりました。私からは以上です。
委員長	ありがとうございます。１点目については、条例の規定がいいのかどうかという検討も必要だとは思いますし、そういった意味で集まっていることではあるんですけども、せっかく皆様方にも、いろいろなお立場ですとか、ご経験ですとか、今のご状況を踏まえながらご議論いただいたので、もう少し前向きな提言ができたらいいなということで、条例は変更することは必要ないですよみたいな、そういう後ろ向きよりも、少し前向きな表現があってもいいんじゃないですかと、私の方が事前に意見を申し上げたものですから、曖昧になってしまったので、私も責任があります。やはり、市長から諮問されたというか、条例の附則にある、５年ごとの見直しということに対する返信は一応しないといけないと思うので、元に戻して、条例を見直す必要がないと言った方がいいですかね。
事務局	表現を検討いたします。今、委員が言われたような、今の情勢がどうだからどうというのも踏まえながら検討させていただきます。ありがとうございます。
委員長	やはりこの条例自体の心構えというか、心意気みたいなところはすごくいいことが書かれているけれども、取り巻く環境によっていろいろ変化しているので、その変化に合わせてきちんと実施してくださいねということが言いたいことだと思うので、そういう表現をしていただければありがたいなと思います。 　今の情勢の変化としては、少子高齢化ですとか、あと何か。
委員	少子高齢化が一番でしょうね。
委員長	どういう状況を市として把握しているかということですけれども、当時と違

	うことがあれば、それを盛りこんでもよろしいですね。お願いいたします。 　財政運営に関するご指摘は、確かにそうですね。
事務局	はい、「現時点においても」ですね。検討いたします。
委員長	お願いします。それから４ページ目のところ、確かに「決してあきらめてはいけません」は委員会として、提言をする際の言葉ではないかもしれないですね。そこは検討してください。どうするのがいいですかね。
委員	その一文を削って、続けていいと思います。
委員長	ここは削るか、もしつなぎが必要ならは考えていただければと思います。この他にありますか。
委員	「決してあきらめてはいけません」というところで、今思いついたのが、「ねばり強く取り組んでいくべき」とか、そういった表現がいいんじゃないかなと思いました。
委員長	主体もこの委員会にして、「ねばり強く取り組んでいくことが必要です」みたいな形ですかね。
委員	そうですね。
委員長	この委員会も含めて、市民も一緒になって取り組んでいくことが必要ですっていうような、主体感のある書き方もご検討いただければと思います。 　（２）は、総合計画、財政運営、危機管理体制、市民参画、協働、地域共生社会、互助、市長等、条例の周知ということで、この項目で構成してくださっているんですけども、この構成自体は大丈夫でしょうか。くっつけた方が良い項目や、あるいはもう一度、説明した方がいいなど、何かお気づきの点がありましたらおっしゃっていただければと思います。流れもよろしいでしょうか。これは、条例の流れに沿ってということでもあると思うんですけども、財政の、お金の収支の部分から始まって、危機管理、市民参画、地域共生と。キーワードだったり、分類上で、同じところに載せていいのかどうかっていうところもあったりするのかなと思ったりもしますが、皆さんいかがですかね。市長等についての第２条関係のところは、項目を変えた方がいいんですかね。他の項目は、周知とか、互助についてというふうな形で、こちらの目的のある言葉が項目になっているのですが、市長等についてというのをどう考えていくか、この項目だけ出てこないんですけども、どうしたらいいですか。
事務局	ここだけがこの提言の中では異質というか、種類が異なっているので、文言の整理とか、そういったものになるかと思います。
委員長	実態と結びつける文言のあり方みたいな感じになるとは思うので、同じ線引

	きというか、同じ項目でいいのかどうかというのは、ご検討いただく必要があるかもしれません。その他という感じの項目がいいのか。ご検討いただければと思います。 　あとの流れというか、項目の書き方は大丈夫ですかね。市民参画、協働、地域共生社会。地域共生社会のところで、この言葉の説明が出ているんですけど、大丈夫ですか。地域共生社会ということで、大きな概念付けみたいな話になるんですけれども、多様性の中から出てくる地域共生社会ですから、この位置でいいですかね。では、それでいいです。 　たまたま気が付きましたが、４ページの一番下のから２行目の「市民の多様性にスポットライトが当てられる時代」というところ、スポットライトではないと思うので、変えていただければと思います。 　あとその上の「助成」と「助勢」をかけてくださっているところは面白いですが、「活動に伴走する「助勢」」という言葉は、通常使う表現でしょうか。
事務局	ご意見をいただいて、どう表現しようかなというところで、事務局として作成した案です。元の意見としては、とにかく活動に対してお金を渡すだけで終わらせないでほしいというもので、支援も違うなというところでこういう表現に一旦させていただきました。
委員長	面白いですが、分かりにくいかもしれないです。この言い回しは、委員の方がおっしゃっていましたか。
事務局	いえ、事務局の方で案を作成しました。
委員長	「活動に伴走する「助勢」」というのは正しいのですかね。
事務局	支援の方がいいですかね。
委員	支援も少し違うと思います。
委員	削ってしまってもいいかもしれません。
委員長	大変恐縮ですが、AI にかけたりもされたのですか。
事務局	言葉の意味など、文章の調整の意味で、AI にかけている部分もありますが、基本的にはできるだけ委員の皆さんのご意見を置き換えながら作成しました。
委員長	これまでの委員の意見を踏まえ作っていただいているというは重々感じているところですが、重複の部分や言葉が違った形で使われている部分もあるので、統一の意味で、可能な限りでいいので、全体的に一回 AI にかけていただけると良いのではと思います。かなり文章が洗練されると思います。 　でも、こういうことを言ったということを出す方が大事であれば、それはこちらでも良いと思うのですが、残って、かつ、公開されるものでもあるので、

	綺麗な方がいいと思います。
委員	市長等についての部分ですが、条例の定義の規定で「市長等」の定義があり、第９条の市長の基本的役割のところで解説する中で、説明はされているのかなと思うので、もし皆さんが良ければ、もう市長等については提言しなくてもよいのではないかと思うのですが。
事務局	これは条文自体の文言でではなく、逐条解説の中で「市長」、「市長等」、「行政」という言葉が混在していますので、その点のご指摘をいただいたものと認識しております。まだ事務局としても考えきれてないのですが、逐条解説の中で修正をしていく方向で考えております。
委員	「文言の統一や定義の明確化など、適切な整理に向けて検討する必要があります」という表現が、条文を変えることをこの中で言っているようにもとらえられます。提言に残すならば、逐条解説で分かりやすく示す必要がありますといった提言にした方がよいのではないでしょうか。
委員	市長等についての項目は、その他という項目で統一してまとめたほうが良いですね。 新たなところで１つ、条例の周知についてのところで、下から３行目の「市民生活において直接的に触れる機会の少ない条例そのものを単に周知するよりも」という言葉が、委員会として果たしてどうなのでしょうか。あえて市民生活において触れる機会の少ない条例だということを伝えなくても良いのではと思います。言い換えれば、条例の趣旨に沿って定められた総合計画や、個別の計画を着実に進めていただき、そして市民のまちづくりに参加する機会を捉え、効果的な条例の周知が望まれます、でしょうか。
委員長	おっしゃるとおりです。ここは削った方がいいかもしれないですね。条例自体の周知についても議論はされ、条例の周知ももちろんですが、やはり実際に活動など、条例以外の活動の中で感じ取ることが大事ですよということを、表現していただけるとありがたいです。条例の周知はもとよりが良いですかね。条例の周知と同時に、やはりそういう活動や実際の地域づくりの中に、その理念を落とし込むことが、あるいは浸透させることの大切さというのを話し合いましたみたいな感じだと思うので、その点を表現していただければと思います。 ここまで作っていただいて、要望ばかり出していますが、お願いいたします。最後にもう一度、順番にそって確認していきたいと思います。 まず３ページ目のところ、財政運営、ここで何かお気づきのことがあればお願いします。修正箇所は、公表の具体的な事例を出していただくという点だけで、大丈夫でしょうか。皆様の財政に関わる姿勢というか立場として、このような表現で良いでしょうか。
委員	「情報を積極的に取りにいかない市民」という使い方はどうでしょうか。

委員長	「取りにいかない」というより、情報をみることができないでしょうか。少し違いますね。誰もが情報をみることができるでしょうか。 〇〇委員、いかがですか。
委員	確かに「情報を積極的に取りにいかない」と言われてしまうと、まるでしっかりやれと言われているような表現に聞こえます。わざわざ長く書かなくても、誰でもといった表現がいいのではないでしょうか。
委員	誰もが財政状況を知ることができるように、に修正をしてもいいですよね。
委員長	誰もが財政状況を知ることができるということですね。財政状況のところ、よろしいですか。 それでは、危機管理体制の整備等についてですが、気になることとかありましたら、どうぞご発言ください。 ここだけ本当にきちっとした感じがするので、平易な言葉というか、優しい言葉で書いていただけるといいかなと思います。あとは、先ほどでた心のケアというか、そういうところも含めて一度検討してください。 それでは３ページ目最後の市民参画についてですけれども、これはいかがでしょうか。参画と参加という言葉のところですとか、ここかなり書き込んでくださっているので、一番大事なところですね。皆さんのご意見がたくさん出たところであります。 ３ページ目のところの下から２行目の「地域（まち）」という表現は、何か意味がありますか。
事務局	これは逐条解説からとった表現でした。委員のご意見としては、それこそ若者会議みたいな、市が立ち上げた会議に参加するだけではなくて、というようなご意見から、こういった案を提示しております。
委員	先ほど、ほかの委員が言われていた意見と重複するところもあるのですが、この市民参画についての意見のところで、最初の方で、参加から参画の機会や仕組みづくりの話をしているんですけど、そのあと、情報の話をしているところで、身近な存在から背中を押してもらう環境づくりの話になっているというのと、情報や講義などの日常生活の中でのところで、どの人でも歓迎している点を強調するというのも文章もあるので、それなら丸々をカットしてしまって、情報を取りに行かなくても、偶然的に触れる機会を増やす点だけでいいのかなと思いました。
委員長	まず精査というか、重複部分などをチェックしてもらい、整理が必要だということですね。こういうところ、AI にかけるとすごいきちんとしてくれます。庁内で AI は使いますか。
事務局	使います。

委員長	では、AI にかけていただけると重複を整理してくると思います。あとは４ページ目の３段落目、またのところで、いろいろな組織のつながりの必要性について触れた後、最後のところの文章、「そのためには、新しく参画する方々を温かく受け入れてくれる土壌を作っていくことが望まれます」とあります。そのとおりですが、これ以外でも何か、それこそ〇〇委員にお伺いしたいことですが、解決策としてこれでよろしいですか。
委員	そうですね、提言書としては、これで良いのではと思っております。やっぱり一般市民から見たときは、もう少し優しい言葉遣いの方が良いのではと思います。流れとしても素晴らしいと思います。
委員長	受け入れる土壌というものは、自治会の方としても、作っていただけそうですかね。
委員	本当は好きじゃないんですけど、これでいいです。
委員長	ぜひおっしゃってください。
委員	元に戻るのですが、平成２４年にこの条例ができて、市民主体のまちづくりが少しずつしか進んでいないだけで、この段階は終わっているもののはずです。本当は、もう少し突っ込んだ提言があるとは思います。
委員長	その点はどうでしょうか。進んでいないところもあれば、実際できているところもあるとは思うのですが。
委員	要するに、少しずつの歩みしかないっていうので、もう少し突っ込んだところ話をしたほうが良いのではと思いますが、こういう時代の流れということで、今日この件は、これでいいんじゃないかなと。
委員長	突っ込んだ部分というのは、具体的にどういうところでしょうか。
委員	文章で表現するのは難しいのですが、ぜひ入れてほしかった若者の点についてはこの部分に入っているので、良いと思います。
委員長	ありがとうございます。きちんとして進んでいない様子も入れながら、一方で世代を超えて、いろんな人たちが集まっているということも事実なので、その点を調整して入れていただけるとありがたいかなと思います。大変ですが、ご検討いただければと思います。 では、協働についてです。先ほど出た点以外には、いかがでしょうか。 では、次の地域共生社会の項目で何かありましたら。地域共生社会の文言の説明を入れるということは、必要なのでしょうか。この説明っていうのは。確かに市民の方々に見ていただきたいですけど、市長への提言の案なので、それ

	は要らないのではないでしょうか。 　次の互助についてはいかがでしょうか。〇〇委員、いろいろとご意見いただいたんですが、どうでしょうか。
委員	ありがとうございます。この提言で考えていただければと思います。
委員長	佐賀関大規模火災の際にも、出てきたキーワードで、非常に大事なことだと思います。 　市長等については、先ほどの議論のとおり、ご検討いただければと思います。 　最後の条例の周知についてですけれども、いかがでしょうか。周知はもちろんですし、周知と同時に理念をしっかりと伝えていくということをうまく入れていただけるとありがたいかなと思います。 　全体を通じて、いかがでしょうか。第４回目の検討委員会で最終的なご提案をしてくださると思いますので、そこで皆様方から一度ご意見いただければと思います。ほかに、お気づきの点がありましたら、個別事務局の方にお伝えいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、これで３番目のところを検討・検証の結果については終わりにしたいと思います。 　最後、議事の４番目のその他というところですけれども、事務局から何かございますか。
事務局	特にありません。
委員長	ありがとうございます。 　それでは、今日の議事はこれで終わりです。本当に活発なご議論をありがとうございました。事務局にお返し申し上げます。
事務局	ありがとうございました。次回につきましては、事前に調整させていただきましたとおり、１０月１９日月曜日の１０時半から、本日の会議と同じ市役所荷揚 BASE ６階の中会議室での開催を予定しております。正式な開催通知は、後日送付させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。